

議案第 57 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 2 月 13 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 12 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 21 年度から平成 23 年度」を「平成 24 年度から平成 26 年度」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「23,040 円」を「25,140 円」に改め、同条第 3 号中「34,560 円」を「39,120 円」に改め、同条第 4 号中「46,080 円」を「55,920 円」に改め、同条第 5 号中「52,020 円」を「63,180 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同条第 6 号中「57,600 円」を「69,900 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同条第 7 号中「64,500 円」を「83,880 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同条第 8 号中「69,120 円」を「89,460 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同条第 9 号中「73,740 円」を「95,040 円」に改め、同号イ中「又は第 11 号イ」を「、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ又は第 14 号イ」に改め、同条第 10 号中「85,260

円」を「106,200円」に改め、同号ア中「800万円」を「600万円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同条第12号中「96,780円」を「134,160円」に改め、同号を同条第15号とし、同条第11号中「92,160円」を「123,000円」に改め、同号ア中「1,000万円」を「900万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 128,580円

ア 合計所得金額が900万円以上1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第10号の次に次の2号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 111,840円

ア 合計所得金額が600万円以上700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 117,420円

ア 合計所得金額が700万円以上800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第5条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「第11号まで」を「第14号まで」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、これらの日後においても提出することができる。

附則第2条の見出し及び同条第1項中「平成21年度から平成23年度」を「平成24年度から平成26年度」に改め、同条を附則第3条とし、附則第1条の次に次の1条を加える。

(平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率の特例)

第2条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、36,300円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、46,380円とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成24年度以後の年度分の保険料について適用し、平成23年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 市川市保健医療福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成10年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第16条第4項第2号イ中「第12号」を「第15号」に改める。

## 理 由

介護保険法に基づき平成24年度から平成26年度までの各年度の保険料率を定めるとともに、特に生計を維持することが困難であると認められる者に対する保険料の減額の特例措置を平成26年度まで延長するほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。